

〈財政基盤の確立状況〉

- ① 教育・研究活動を充実させるため、また、将来の重要事業計画等推進のため、安定した財政基盤の確立を図る必要があり、平成 18 年度から大学院及び第一部の学費（授業料）7 万円の増額改定を行った。
- ② 優れた学生の確保や志願者数の増加を図るため、多様な入試制度を導入するなど、入試改革（入試日程・選抜方法など）に取り組んでいる。平成 16 年度には第一部産業経営学科の試験日の繰上げ、平成 17 年度にはAO入試の導入、平成 18 年度には第一部一般入試本校試験の第二期入試（複数回入試）を実施した。また、平成 19 年度からセンター試験の第二期を実施し、志願者数の増加を図る。
- ③ 私立大学等経常費補助金・文部科学省補助金・科学研究費補助金等の積極的な申請を行うとともに、企業等からの委託研究及び奨励研究等の外部資金の獲得、受け入れを積極的に行っている。
- ④ ゼロベース予算を基本とし、事業、業務の見直しや経費の節減を図っており、特に、施設・設備の保守管理や人材派遣等の業務委託費については、契約更新時に見直しを図っている。また、修繕費については、緊急性・重要性を配慮し、必要最小限の工事にとどめている。
- ⑤ 本学部は、7号館建築資金などの借入金（総額：70億円）として毎年度7億円を返済しており、これが平成23年度に完了する。これにより、財政的負担が軽減されるため、長期資金計画では財政状態は大幅に改善される見込である。

〈文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用益等の受け入れ状況〉

- ① 平成 18 年度の科学研究費補助金の内定件数は 14 件(申請件数 28 件)で採択率は 50%と高くなっている。科研費については、外部資金を積極的に獲得するため、研究委員会が中心となって申請件数の増加に取り組んでいる。なお、平成 16 年度の採択件数は 9 件(申請件数：16 件)、平成 17 年度は 9 件(同：21 件)で年々増加してきている。
- ② 寄附金については、学生の諸活動や環境整備に対する補助として、経済学部後援会からの寄附、教育・研究活動の一助として本部校友会からの寄附、奨学基金の追加設定としての経済学部校友会からの寄附、経済学部創設 100 周年記念事業募金による寄附（平成 17 年 5 月 31 日をもって期間終了）があげられる。
- ③ 受託研究費については、人口研究所に対する委託研究として日本医師会・米国東西センター・国連人口基金の受け入れがある。なお、人口研究所は、平成 18 年度より本部に業務が移管された。また、人口研究所以外の委託研究として、環境省の地球環境研究総合推進費を受け入れている。
- ④ 研究助成寄附金として、日本郵船株式会社、日本メジフィジックス株式会社及び高速道路調査会より研究費を受け入れしている。
- ⑤ 本部総合運用資金制度（運用果実配分率：0.8%）を活用して、資金の総合的・効率的な運用（平成 17 年度末：20 億円）を行っている。

〈予算編成過程における執行機関と審議機関の役割が明確化している〉

- ① 審議機関としては、教授会・担当会議・役職連絡会などの諸会議があげられる。  
当年度の事業計画、将来の重要事業計画等の策定については、各委員会及び各所管課から申請のあった事業計画を役職連絡会等で協議し、担当会議の審議を経て決定される。担当会議で承認された事業計画は、教学に関する重要事項、施設設備の重要事業計画、教員採用計画、学費改定や入学者数の問題、さらには予算・決算などの財政問題についても教授会・教職員合同会議に報告し、教職員の理解と協力が得られるよう周知を図っている。
- ② 執行機関としては、庶務課・管財課・会計課があげられる。  
教職員採用計画については、庶務課が取りまとめを、重要事業計画や施設・設備関係の事業計画については、管財課が取りまとめを、各所管課より提出され行事事業計画や学生生徒等納付金の改定案については、会計課が取りまとめを行っている。このように予算編成過程における執行機関と審議機関の役割が明確化されていると言える。

〈予算配分と執行のプロセスが明確になっている〉

- ① 予算配分のプロセスについては、各所管課から提出された予算申請書を事務四役により、各所管課との予算折衝を行っている。予算折衝においては、個々の予算ごとの必要性、費用対効果、諸会議で審議・決定された各計画との整合性等を検討しながら調整を行っており、予算配分のプロセスは明確化されていると言える。
- ② 予算執行のプロセスについては、各所管課が予算残高等を確認しながら、予算の執行を行っている。各所管課より請求（領収）書等証憑書類を添えた支払依頼書を会計課に送付され、会計課にて精査された後、経理長・事務局長の承認を経て、予算は執行（支払）されている。なお、必要に応じて人件費や物品の調達、印刷、契約や行事等については、稟議書による決裁を行っており、執行のプロセスも明確化されていると言える。

〈監査システムの運用状況〉

- ① 監事監査は、日本大学寄附行為に基づき、年1回（4～5月）実施され、監査法人による監査は、私立学校振興助成法に基づき、年9回（10～4月）実施させている。いずれも、会計監査の観点から言えば、適正に会計処理がなされていると評価されている。また、監査における指導・助言もしくは問題点等については、できる限り速やかに対応している。

〈消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率〉

- ① 消費収支計算書関係比率について  
人件費比率、人件費依存率、管理経費比率は、平均より低い値を示しており、教育研究経費比率については、平均より高い値を示している。このことは、固定的な

人件費や管理経費を抑えることにより、教育・研究活動の円滑な推進に寄与していると言える。また、学生生徒等納付金比率は、平均より高い値を示しているので、学生生徒等納付金以外の収入源泉の確保の必要性を認められる。一方、消費収支比率及び消費支出比率については、7号館の建設が完了したことに伴い、低下傾向にあったが、耐震補強工事やアスベスト撤去工事などの実施に伴い、上昇傾向を示している。

② 貸借対照表関係比率について

自己資金構成比率は、学校法人の資金の調達源泉を分析する上で、概括的で重要な指標と言える。比率は、平均より低い値を示しているが、徐々に値が上昇してきている。総負債比率及び負債比率は、徐々に低下している。また、流動比率が低いのは、引当資産（固定資産）として資金を留保する姿勢を示していることや流動負債のうち前受金保有額が大きいことによるものである。一方、消費収支差額構成比率は、一般的に高い方が望ましいとされているが、ここ数年、マイナス25%前後を推移しており、非常に芳しくない状態と言える。